

特別支援教育就学奨励費について

<概要説明>

◎特別支援教育就学奨励費は、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とした「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づいて支給されます。

経費は国と岡山県が補助をしており、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、特別支援学校への就学という特殊事情を考慮して保護者等の経済的負担を軽減することを目的としています。

◎世帯の構成や収入によって、支弁区分が決定します。(区分決定は例年7～8月頃です。)

支弁区分によって、就学奨励費の支給内容や金額が異なります。

◎詳細については、学校から配付する申請書類をご確認ください。

<支給時期>

◎1年間分を4回に分けて支給されます。(お申し出いただいた銀行口座に振り込まれます。)

支給時期	支給日
1－四半期(4・5・6月分)	9月20日頃
2－四半期(7・8・9月分)	10月20日頃
3－四半期(10・11・12月分)	1月20日頃
4－四半期(1・2・3月分)	(翌年度)4月20日頃

* 上記の支給日が土日や休日にあたる場合は、原則、その直前の平日が支給日となります。

* 銀行処理の関係で、振込当日の午前中には入金されていない場合がありますので、ご了承ください。

* 振込口座を変更される場合は、必ず事務室にご連絡ください。

<書類作成上の注意>

◎提出期限は、毎年5月上旬です。

◎書類はすべて、黒色のペンまたはボールペンで記入してください。

大切な書類ですので、鉛筆や、消しゴムで消せるペンでは記入しないでください。

◎押印する書類が複数ありますので、忘れずに押印してください。

◎申請を辞退される場合は、特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書の「全部辞退」の欄をご記入ください。

◎その他詳細については、学校から配付する申請書類・記入例をご確認ください。